

小川 玲子(九州大学比較社会文化研究院)

1. 問題の背景と所在

育児や介護などのケア労働は人間の再生産を支える労働の一部としてこれまで様々な観点からの研究が行われてきた。マルクス主義フェミニズムは、階級に加えてジェンダーが資本主義体制のもとでの搾取の構造的な原因であることを指摘し、家事労働が無償労働でありその責任が一方の性である女性に配分されていることや、資本主義体制は家族という市場の外部がなければ再生産できないことを問題化してきた(ダラ・コスタ、1978=2005; 上野、1990)。また、政治思想は、リベラリズムは自立した男性を前提として社会を構想しているが、子供や高齢者など他者に依存しなければ生きられない人々を抱えた女性は自立した男性のように社会参加することはできないことを論じ、社会学は家事労働の労働としての特徴を明らかにしてきた(キティ、1999=2010; オークレー、1974=1980)。これらの研究はジェンダーの観点からケア労働を問題化してきたが、国内におけるジェンダー不平等とケアをめぐる課題は解決されないまま、ケア労働は外部化され、グローバリゼーションのもとで移住労働者によって担われるようになってきている。現在、多くの女性たちが看護師・介護職・家事労働者・エンターティナー・花嫁として国境を越えており、アジア地域においては「移住労働の女性化」が顕著である(Oishi,2005)。

ホックシールド(2000)は、ケア労働がより貧しい地域出身の移住女性たちによって担われるようになったことを指して **Global Care Chain (GCC)** と呼んだ。先進国の家庭でケア労働を提供する途上国の移住女性のケアの責任は、さらに貧しい地域出身の移住女性によって担われなければならない、ケアチェーンの末端においてはケア労働の不足が生じる。GCC は世界的なケアの不公正配分を問題にしているが、アジア地域においてはケアチェーンはグローバルではなく、むしろリージョナルである。アジアにおける **Regional Care Chain (RCC)** は地域及び国内におけるエスニシティや階級やジェンダーの差異を伴って再編成されつつあり、東アジアにおいては独自の展開を見せている。

現在、香港には 33 万人、台湾には 22 万人、シンガポールには 23 万人の移住家事ケア労働者が就労しており、そのほとんどはインドネシア、フィリピン、ベトナム出身の移住女性たちである(HK Immigration Department, 2014; Taiwan Ministry of Labour, 2016; Singapore Ministry of Manpower, 2015)。急速な発展を遂げてきたアジア NIES においては女性の就労促進が経済成長の鍵を握っており、移住女性たちは社会進出を進める現地の女性たちの再生産労働を低賃金で肩代わりしていると言える。移住女性たちは主として在宅で住み込みで働き、労基法の適用もなく、「家族の一員」という言説のもとで規律化され、他者化された中で就労している (Lan, 2006; Constable, 2007) 一方、他のアジア NIES と比較した場合、日

本と韓国はそれほど大規模に移住家事ケア労働者の受入れを行っているわけではないが、このことは日韓が RCC に組み込まれていないことを意味しない。日本では経済連携協定 (EPA)により東南アジアからの看護師・介護福祉士 (候補者) が 2008 年より病院や介護施設などで就労をしており、それ以前に日本人配偶者として永住・定住している結婚移民もケア労働に参入している。韓国では 1990 年以降に流入が続いた中国の朝鮮族によって病院の付添婦や育児・介護・家事労働が行われている他、結婚移民や脱北者らもケア労働を担いつつある。

しかし、RCC 中のシンガポール、香港、台湾と比べた場合、日韓には次のような相違点がある。第 1 に前者が女性の就労を促進するための受け入れであることを政策として明確に掲げているのに対して、日韓においてはそのような政策的意図は不在であること¹。第 2 に前者におけるケア労働者の受入れは主として短期滞在のゲストワーカー制が採られており市民権取得は認められていないが、日本においては条件付きで定住への道は開かれており、家族帯同も可能である。また、韓国においてはケア労働に従事しているか否かに関係なく、朝鮮族の場合は在外同胞として永住権や韓国籍の取得が可能である。

上記のように RCC 中での比較の視点を念頭に置きつつ、本稿では日韓におけるグローバル化するケアの異なる配置について移民レジームとケアレジームの交錯点から明らかにすることを目的とする。ここでいうレジームとは資本主義体制というような高位のレベルではなく中位のレベルに位置付けられるいくつかの政策と制度の組み合わせを指す²。移民レジームは政策や制度の組み合わせにより移民の在留資格や権利保障を規定し、ケアレジームは福祉制度の中におけるケア労働者の資格や労働条件を決定する。移住ケア労働者はこの 2 つのレジームの交錯点に位置付けられ、それがホスト社会における移住ケア労働者の権利とケア労働の社会的地位を方向づける。移民レジームとケアレジームの交錯点の比較を通じて日韓におけるグローバル化するケアの配置を明らかにするとともに、東アジアの RCC の多様性とその中での日韓の位置づけについても論じることとする。そのためには日韓に加えて台湾のケースについても言及する。なお、本稿ではケア労働は主として高齢者介護と育児と定義するが、家事労働を排除するものではない。

2. 東アジアにおけるケア労働をめぐる環境の変化

最初にケア労働の問題が東アジアにおいて重要性を持ち始めた背景について概観する。ケアの問題が注目を浴びるようになった背景には第 1 に人口構造の変容があげられる。アジア NIES の合計特殊出生率はシンガポール 1.3、香港 1.2、台湾 1.2、韓国 1.2、日本 1.4 と

¹日本政府は国家戦略特別区域法(2013)を制定し、女性の活躍推進と経済成長を目的に国家戦略特区において家事支援サービスを担う外国人の受け入れを決定しているが、現時点ではまだ開始されていない。

²例えば、福祉レジームとは介護保険を含めた公的な社会保障制度、民間サービスなどの市場制度、及び家族やコミュニティによる共同体的な制度の組み合わせからなる体制を意味する(宮本、2008)。

軒並み再生産に必要な出生率を大きく割り込んでいる。少子化に付随する形で高齢化も急速に進行しており、65歳以上の高齢化率はシンガポール12%、香港15%、台湾13%、韓国13%、日本26%である³。OECD諸国における平均の合計特殊出生率は1.7、高齢化率は16%であるので、東アジアの人口構造は少子高齢化の進行が早くアンバランスであるといえる。一方、社会支出はOECD諸国平均が21.4%であるのに対して日本は23.1%、韓国は9.6%である。

第2に、女性の労働力率の上昇があげられる。1990年から2014年の間に女性の労働力率はシンガポールでは51から59に、香港は47から51に、台湾は44から50に、韓国は47から50に上昇しているが、日本は50から49に下降している⁴。少子化による労働力不足を女性の就労を促進させることで補うのであれば、育児や介護などのケア労働を外部化する必要があるが、その対応には様々な方向性がある。

第3に、東アジアではこれまでケアの供給において家族が大きな役割を果たしてきたが、家族の規模の縮小と多様化が進行している。エスピン・アンデルセンの福祉国家の3類型以来、東アジアの福祉国家は西欧をモデルとした保守主義型、コーポレート型、社会民主主義型のどれに当てはまるのかという議論が続いているが、Kwon (2005a; 2005b) は東アジアの福祉国家は政府の支出を抑制し、社会政策が経済政策に対して従属的な地位を占めている「開発主義型」であり、「家族主義」的であるという共通点を持つことを指摘する。これまで東アジア福祉国家論においては福祉の供給体制として国家や市場の役割よりも家族の役割が強調されてきたが、東アジアの家族の規模は縮小しており、ケアを提供できる能力も縮小を迫られている。

第4に、上記のような「ケアの危機」に対応するために、東アジアにおいてはケアの外部化に対して異なる戦略がとられてきた⁵。日本と韓国においては社会保険という連帯制度を用いて介護保険の導入を進めてきた。日本は2000年、韓国は2008年に介護保険制度を開始させており、台湾でも2015年に介護保険法が成立しているが、2016年1月に政権が交代したため現段階では具体的な方針については未定である。一方、シンガポール、香港、そして台湾では経済発展をするためには女性の就労を促進させる必要があることから主として在宅で家事・ケア労働に従事する移住女性を数十万単位で受け入れている。しかし、台湾のケースに見られるように、社会保険の導入と移民の受け入れはどちらか一方ではなく、相互補完的でもある。日本では、介護保険導入後、介護労働市場は急速に成長し、介護労働力は毎年10万人規模で増加しており、2000年に55万人であった介護職員は2012年には約3倍の149万人に増加している(厚生労働省、2015a)。さらに2025年には後期高齢

³ World Bank, 2016, World Development Indicators. 台湾のデータは National Statistics China (Taiwan), 2016.

⁴ World Bank, 2016, *ibid.*, 台湾のデータは National Statistics China (Taiwan), 2016.

⁵ 東アジアの中の福祉レジームの多様性については Collegio Alberto (2013, Torino), ISA (2014, Yokohama), ISA Forum (2016, Vienna) における Ito Peng 氏の報告から示唆を得た。

者が現在の 1.3 倍になることから、237~249 万人のケア労働者が必要であると推計されており、現在、技能実習生枠による受け入れが議論されている(厚生労働省、2015ab)。

Razavi (2007:18)はこれまでの福祉国家論はケアがどのように制度化され提供されてきたかについては関心を払ってこなかったことを指摘する。急速に進行する東アジアの少子高齢化とグローバル化を前に、移住ケア労働者の問題は社会政策及び移民政策の両方の観点から検討される必要がある。

3. 移民レジームとケアレジーム

多くの移民政策において、移民の受け入れは高度専門職 (highly skilled)と非熟練労働 (unskilled)というスキルに基づいた政策がとられているが、どのような職種の移民をどの程度就労させるかは国家主権の裁量に委ねられている。ここでは、ケア労働市場を開放したり制限したりする政策と制度の体系を移民レジームと呼ぶ。移民レジームは必ずしも移民政策と同義ではなく、別の意図をもってした政策が結果としてケア労働者の受け入れに結びつく場合も含む。ここでは移民レジームの特質をとらえる指標として①在留資格と市民権「定住 vs. 一時滞在」、②労働条件における内外人平等「自国民と同等 vs. 自国民より低い」、③移住ケア労働者の言語・文化・民族的近接性を表す「脱民族化 vs. 再民族化」という 3つの軸を抽出する。日韓の移民レジームは民族的な絆を重視しており、日本では日系人、韓国では在外同胞に対する特別な受け入れが行われており (Tsuda et al., 2004; Seol et al, 2004)、生産労働と比べるとケア労働の場合、言語能力や文化的近接性がより重要な要素となる。

一方、19 世紀にナイチンゲールによって制度化された看護に比べると育児や高齢者ケアが商品化された労働として成立した歴史は短く、専門化されているとはいえ、制度としても確立されておらず、女性であれば誰でもできる自然化された行為として認識されてきた。日本では 1987 年に社会福祉士及び介護福祉士法により介護福祉士が名称独占資格として成立したが、専門職としての社会的地位は低く、離職率も高い。韓国では介護保険の成立に伴い療養保護士が資格として成立したが、職業としての歴史は短い。Ruhs (2015) は OECD 諸国の移民政策を検証した結果、すべての国において高度専門職に対しては多くの権利付与が行われ、反対に非熟練労働者に対しては権利付与が行われていないことを論じた。移民に対する権利付与は一律ではなく、スキルに連動しているとすると、移住ケア労働者にはどのような権利付与が行われているのだろうか。移住女性たちは移住前の教育歴や資格ではなく、移住先におけるケアレジームとの関係において排除されたり包摂されたりする。ここではケアレジームとして、①ケア労働の資格の有無を問う「有資格 vs. 無資格」②ケアが提供される場としての「施設 vs. 在宅」、③ケアが家族に依存する度合いを表す「脱家族化 vs. 再家族化」、という軸を指標として抽出する。上記の移民レジームとケアレジームを組み合わせることで、以下の点を明らかにすることができる。

- 第1軸 移住ケア労働者の在留資格及びケアの質⁶「定住 vs. 一時滞在」「有資格 vs. 無資格」
- 第2軸 移住労働者の労働条件及びケア労働市場における配置「自国民と同等 vs. 自国民より低い」「施設 vs. 在宅」
- 第3軸 移住ケア労働者の福祉国家における配置「脱民族化 vs. 再民族化」「脱家族化 vs. 再家族化」

4. 日本、韓国、台湾における移住ケア労働者の受入れ

次に日本、韓国、台湾における移住ケア労働者の受入れについて簡単に概説する。日本では外国人家事労働者の受入れは大使館や外資系企業などの外国人が雇用する場合に限定されてきたため、香港やシンガポールのような形で移住労働者が個人の家庭に住み込みで就労するということはこれまでは行われて来なかった。むしろ日本では移住女性たちはジェンダー化された労働市場で企業戦士として疲れた男性に対して「癒し」と「快樂」を提供するエンターティナーとして受け入れられてきた。高齢者ケアへの移住労働者の参入が開始されたのは、少子高齢化による人手不足を補うという労働市場側の需要に基づいた積極的な政策ではなく、自由貿易を推進するための協定に「自然人の移動」が含まれており、その協定を締結するためには消極的に受け入れざるを得なかったという経緯による(Ogawa, 2012)。その背景としては多国間貿易交渉を基本的枠組みとする戦後の日本の貿易政策がWTOによるシアトルでの会合以降、二国間経済連携協定を含めた形へと転換していくという流れがある。2002年のシンガポールとの協定を皮切りに、日本政府にとって優先順位の高い東南アジアとの交渉が開始されると、フィリピン政府は家事労働者、ベビーシッター、看護師、介護士の受入れを提案してきたが、日本政府は「専門的・技術的分野の労働者を受け入れる」(雇用対策基本計画)とする方針に照らして、看護師・介護士の受入れは「政治的妥協」の産物として決定された(安里、2007)。2006年には日比経済連携協定(JPEPA)が署名されたが、フィリピンでは協定の批准には上院の3分の2の同意が必要であり、国内に反対意見が強かったため批准が遅れた。それに対し、同様の内容の日尼経済連携協定(JIEPA)はより短期間で締結された結果、2008年度に第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士(候補者)が来日した。2016年現在、フィリピン、インドネシア、ベトナムから2000名以上の介護福祉士(候補者)が研修・就労している。

一方、協定の交渉の過程で日本看護協会が外国人看護師の流入が、すでに過酷な看護師の労働条件を悪化させることを懸念して、外国人看護師は、①日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得すること、②安全な看護ケアが実施できるだけの日本語能力を有

⁶ 東アジアで行われているケアの実践は多様であり、何が「良いケア」であるかについての評価も多様であることから、ここではケアを遂行する上での資格制度の有無のみを取り上げる。

すること、③日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること、④看護師免許の相互認証は認めないことという4つの条件を提示した（日本看護協会、2008）。協定はこの提案に基づいて、外国人看護師・介護福祉士に対して事前の日本語教育を行い、国家試験合格が在留の条件とされた。介護福祉士候補者も看護と同様の条件が適用された結果、介護福祉士の国家試験合格が定住の要件となった。

EPAのケア労働者は労基法をはじめとして日本の法律が適用され、日本人と同等条件で雇用され、国家試験合格のための数々の支援を受けることができる。これはこれまでの技能実習生の受け入れと比べて保護も支援もあり、就労場所も比較的規模の大きな施設に限定されている⁷。EPAによるケア労働者の受け入れは、女性の就労促進やケア労働力不足を補うという政策的意図によってではなく、自由貿易を促進させるための一つのツールとして導入されたが、専門職団体の圧力により国家試験に合格すれば定住することができるという道を開くこととなった。

また、EPAとは別に2000年代半ばより日本人の配偶者である結婚移民がケア労働に参入し始める。日本には社会統合政策が不在のため言語と専門教育の多くは民間の機関によって担われている。東京や横浜、福岡ではNPOや企業による初任者研修が行われており、その中にはすでに介護福祉士国家試験に合格した人たちも出始めている。

日本のケアのグローバル化が政策的意図ではない形で行われたとすれば、韓国のケアのグローバル化も女性の就労促進やケア労働力不足を補うという政策的意図ではなく、在外同胞の受け入れという観点から開始された。1990年代に仁川と威海を結ぶ海上交通のルートが開け、1992年に中韓国交回復が行われると朝鮮族の韓国訪問は増加して行く。1997年に金大中政権はアジア通貨危機による経済危機を乗り切るため、在外の韓国人からの投資を呼び込む目的で「在外同胞法」の立案を企画した。しかし、在外同胞の範囲から大韓民国成立以前に移住した中国朝鮮族やCIS在住の同胞などが除外されたことから市民団体が憲法裁判所に申し立てをし、その結果、2001年に違憲判決が出ることとなる。2007年には在外同胞に対する訪問就業制が導入され、韓国に親戚がいない場合でも韓国語の試験に合格すれば就労制限もなく5年間滞在することができるようになった。

一方、韓国では2008年の老人長期保険療養制度を導入した際に、日本のホームヘルパー制度を参考にしつつ、療養保護士の資格を国家資格として新設した。教育機関は全国で800か所以上あり、240時間の教育と資格試験がある。朝鮮族は短期的に収入が得られる病院で24時間付添婦として働く看病人になる人が多いが、療養保護士の資格を得た朝鮮族も存在する⁸。療養保護士になれば、国民年金、健康保険、雇用保険、労災保険の4大保険の適用があり、介護保険の範囲での業務となるため、国籍にかかわらず同一賃金が支払われる。

⁷ 現在、厚生労働省の「外国人介護人材の受入れに関する検討会」においてEPA介護士の就労を訪問介護などの分野に拡大する議論が進んでいる。

⁸ 2015年に療養保護士の資格を取得した朝鮮族のAさんによれば、研修に参加した20名のうち4名は朝鮮族出身者であった（2016年9月3日インタビュー）。

朝鮮族以外にも結婚移民を支援している多文化家族支援センターの中に療養保護士の資格取得のためのプログラムがあるところもあり、2015年にソウル特別市松波区においては17名の韓国人配偶者が資格を取得している。さらに、脱北者はハナ院にて韓国の生活に適應できるように支援を受けるが、約27,000名以上の脱北者のうち2015年には131名が療養保護士の資格を取得している（李、2015）。

韓国では療養保護士以外にも病院に24時間泊まり込みで患者の世話をする看病人や、在宅に住み込みで育児・高齢者ケア・家事などを担う朝鮮族などが数多くいる⁹。看病人は看病人協会が給与の基準を設定しており、療養保護士は介護保険の適用を受けることから国籍や在留資格による賃金格差はない。しかし、在宅で育児や介護を担っている家事労働者に関しては労基法の適用はなく、賃金も韓国人よりも低くなっている¹⁰。

最後に、台湾では1992年から移住ケア労働者の受入れが開始され、現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムから22万人が主として在宅に住み込みで就労する。在宅の労働者は労基法の適用を受けず、長時間の低賃金労働であり、休日もないことが多い。台湾での就労開始に先立って出身国で90時間以上の研修を受けていることとなっているが、民間の斡旋業者が行っているため、保証の限りではない（Ogawa, 2014, 安里, 2004）。移住ケア労働者は台湾人ケア労働者が取得する資格からは排除されており、現在、介護保険を導入する際にどのような資格の標準化を行うべきかの議論が継続されている。

5. 日韓台のグローバル化するケアのレジーム論

上記のような日韓台における移住ケア労働者の受入れを移民レジームとケアレジームから抽出した指標に従って見てみよう。第1の軸の「定住 vs. 一時滞在」と「有資格 vs. 無資格」に照らした場合、日韓台の移住ケア労働者の配置は図1のようになる。日本は少数の「専門職」としてEPA移民及び日本人配偶者が「定住-有資格」の象限に配置されるが、その数は大きく見積もっても数千名に過ぎない。韓国は療養保護士の資格は在留資格と連動していないことから正確な数字を把握することは困難であるが、異なる在留資格により、「定住 vs. 一時滞在」「有資格 vs. 無資格」の象限に広がる数万人の移住ケア労働者を有する。台湾は「一時滞在-無資格」の象限に3年ごとに更新し最長14年まで就労できる無資格の移住ケア労働者が22万人存在する。今後もケアのグローバル化が継続するとすれば、移住労働者の地位を安定させ、ケアの質を保証する資格を身につけた移住労働者をどれだけ多く「定住-有資格」の象限に集約することができるかが少子高齢社会における人材育成と確保の鍵となろう。

⁹ 家事及び育児を提供している朝鮮族及び結婚移民の数は約6万人と推定される（韓国移民財団、2013）。

¹⁰ 家事労働者として就労する朝鮮族2名からの聞き取りによる（2016年9月3日インタビュー）。

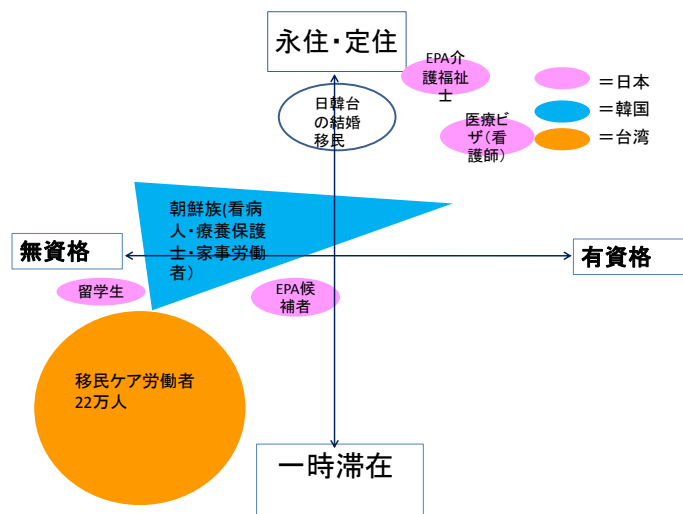


図1 移住ケア労働者の地位の安定性とケアの質

第2の軸は移民の労働条件とケアが提供される場を表している。施設ケアではケア労働者は医師や看護師や理学療法士などの専門家チームの一員として就労するため、個人にかかる責任と負担は大きく軽減され、労働条件も法的に規制される。しかし、在宅ケアではチームによるサポートもなく、ケア労働者は孤立して就労する上、住み込みの場合は労基法の適用を受けないため労働条件は規制されない。現在までのところ、日本ではEPA移民は施設でしか就労できず、日本人と同等以上の待遇で雇用されているが、技能実習生の介護分野への拡大と外国人家事支援人材の受入れが開始されれば、その限りではない。台湾と韓国においてはケアが提供される場は在宅と施設の両方であるが、台湾は移住ケア労働者の賃金は台湾人の賃金に比べて一律安いのに比べて、韓国では職種によって異なる。看病人は業界団体が規程を作成しており、療養保護士は介護保険の枠内での支払いとなるため、国籍にかかわらず同等賃金が保障される。しかし、家事労働者については韓国人と比較した場合、賃金は切り下げられている。

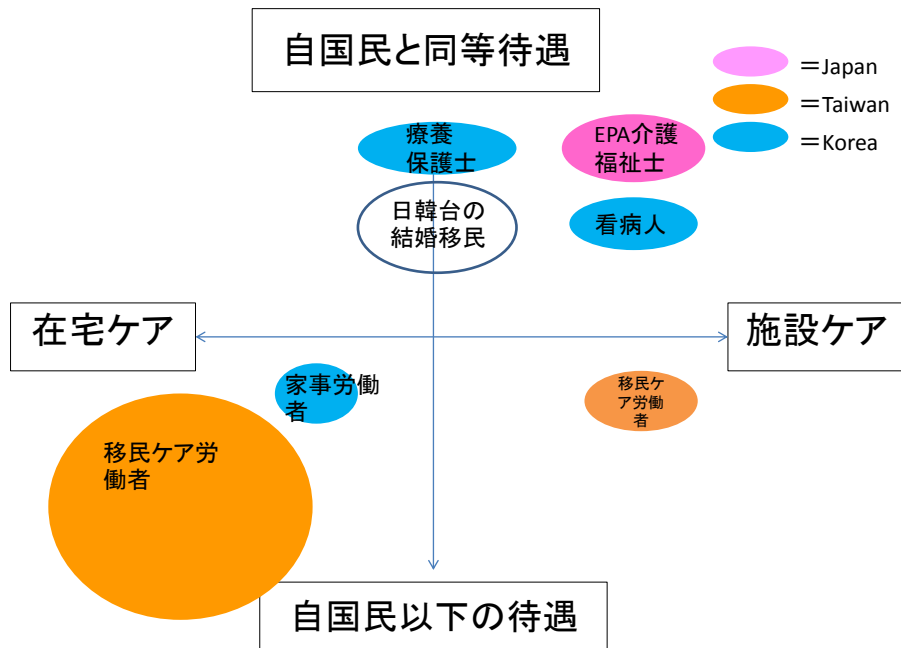


図2 移住労働者のケア労働市場における配置

第3の軸は移住ケア労働者の言語及び文化的近接性を表す「脱民族化 vs. 再民族化」とケアが家族に依存する度合いである「脱家族化 vs. 再家族化」を表すことで、移住ケア労働者の福祉国家における配置を明らかにしている。日本には1990年の入管法の改正により定住資格を持つ日系人が就労しているが、すでに言語や文化的な近接性は失われており、ケア労働への参入は限定的である。むしろ、日本と台湾は東南アジアからのケア労働者の方が多いという点で、グローバル化するケアは「脱民族化」していると言える。しかし、日本では移住ケア労働者も介護保険の対象となるという点で「脱家族化」しているが、台湾においては「(再) 家族化」している。一方、韓国では雇用許可制にはサービス業は含まれず朝鮮族が多くケア労働に参入していることから「再民族化」されている。とはいえ韓国のケア労働は再分化されており、看病人と家事労働者は家族が雇用し、療養保護士は介護保険からの支出になることから「(再)家族化」と「脱家族化」の両方の方向性を持っていると言える。

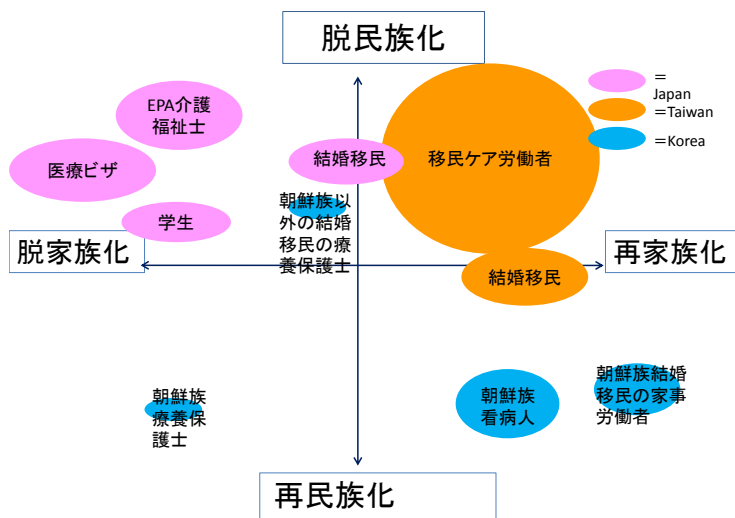


図3 移住ケア労働者の福祉国家における配置

6. 結びにかえて

移民レジームとケアレジームから抽出した指標にしたがって、日韓台の移住ケア労働者の配置を整理した結果、以下の点が明らかになった。RCC の中でも日韓のケア労働分野における移民の受け入れは数十万単位で移住ケア労働者を受け入れている台湾と比べると次の点で異なった様相を呈している。第 1 に、日韓においては公的介護保険制度が成立していることから、移住ケア労働者は資格制度を通じて自国民と同等待遇が保証されていることである。まだ少数ではあるが、日本では介護福祉士、韓国では療養保護士という資格を取得することによって、有資格の移住ケア労働者を統合することが可能となる。同時に資格制度により、一定数の自国のケア労働者が確保されていることも台湾との大きな違いである。第 2 に、台湾では現在は家族が市場でサービスを購入する他ないが、日韓においては公的介護保険制度の成立により、ケアの脱家族化への道が開かれている。その中で移住ケア労働者の流入が今後増加したとしても、経路依存性に大きな変更はないと思われる。

ただし、日韓における大きな違いは EPA のケア労働者はケアをするために国境を越えたが、朝鮮族は国境を越えた結果としてケア労働に従事することになった人々である。錯綜する移民レジームとケアレジームは移住ケア労働者を重層的に決定し、異なるケアの文脈と意味を紡ぎ出す空間を構成する。グローバル化するケアの問題を考えることはジェンダーだけでなく、エスニシティや階級による差異を含めて、私たちの社会をより民主的で公正なものとして構想する契機をはらんでいる。ケアとは互酬的な相互行為であることから、移住労働者の権利を擁護し、社会的包摂を進めることがラディカルな意味での「ケアの社会化」と言えるのではないだろうか。

*本論文は基盤研究(C)「東アジアのケア労働者の国際移動：移民レジームとケアレジームの視点から」(代表)の成果の一部である。

参考文献

安里和晃、2007、「日比経済連携協定と外国人看護師・介護労働者の受入れ」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動』日本評論社

_____、2004、「高齢者介護施設の外国人労働者—台湾での聞き取り調査から」『社会科学研究年報』No. 35, 55-76

上野千鶴子、1990、『家父長制と資本制』岩波書店

オークレー、アン、渡辺潤・佐藤和枝訳、1974=1980、『家事の社会学』松籟社

韓国移民財団、2013、「法務部と韓国移民財団、オーダーメイド型外国人(同胞包含)ベビーシッター専門教育実施」(법무부와 한국 이민재단 맞춤형 외국인 근로자 취업

전문교육) http://www.kisf.org/notice/01.php?admin_mode=read&no=54&make=&search=&sub_cate=&s_url=

キティ、エヴァ・フェダー、岡野八代、牟田和恵監訳、1999=2010、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社

厚生労働省、2015a、「介護人材の確保について」、第4回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料(平成27年2月23日)

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/0000075028.pdf

_____、2015b、「外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

ダラ・コスタ、ジョヴァンナ・フランカ、伊田久美子訳、1978=2005、『愛の労働』、インパクト出版

李聖姫、2015、「韓国の外国人による認知症介護」、浴風会報告資料

宮本太郎、2008、『福祉政治』有斐閣

Constable, Nicole, 2007, *Maid to Order in Hong Kong: Stories of Migrant Workers*, Cornell University Press

HK Immigration Department, Annual Report 2014, http://www.immd.gov.hk/publications/a_report_2014/en/ch1.html

Hochschild, A. R., 2000, Global Care Chain and Emotional Surplus Value, Eds. Hutton, W. and Giddens, A., *On the Edge: Living with Global Capitalism*, Jonathan Cape

Ed. Kwon, Huck-ju, 2005a, *Transforming the Developmental Welfare State in East Asia*, Palgrave Macmillan, UNRISD

- Kwon, Juck-ju, 2005b, Transforming the Developmental Welfare State in East Asia, *Development and Change*, 36(3):477-497
- Lan, Pei-Chia, 2006, *Global Cinderellas: Migrant Domesticity and Newly Rich Employers in Taiwan*, Duke University Press
- National Statistics China (Taiwan), 2016, <http://eng.stat.gov.tw/ct.asp?xItem=15761&ctNode=1609&mp=5>
- Ogawa, Reiko, 2014, Configuration of Migration and Long-Term Care in East Asia: The Intersection between Migration and Care Regimes in Japan and Taiwan, Eds. Raymond K. H. Chan, Lih-Rong Wang and Jens O. Zinn, *Social Issues and Policies in Asia: Family, Ageing and Work*, Cambridge Scholars Publishing, p117-140
- _____, 2012, Globalization of Care and the Context of Reception of Southeast Asian Care Workers in Japan, *Southeast Asian Studies*, Vol.49, No. 4, pp570-593
- Oishi, Nana, 2005, *Women in Motion: Globalization, State Policies, and Labour Migration in Asia*, Stanford University Press
- Razavi, Shahra, 2007, *The Political and Social Economy of Care in the Development Context: Conceptual Issues, Research Questions and Policy Options*, UNRISD, <https://www.casaasia.es/encuentromujeres/2011/files/care-in-development-context.pdf>
- Ruhs, Martin, 2015, *The Price of Rights: Regulating International Labour Migration*, Princeton University Press
- Seol, Dong-hoon and Stretny, John D., 2004, South Korea: Importing Undocumented Workers, Eds. Cornelius, Wayne A. et al. *Controlling Immigration: A Global Perspective*, Stanford University Press
- Singapore Ministry of Manpower, 2015, Foreign Workforce Numbers, <http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>
- Taiwan Ministry of Labour, 2016, Foreign Workers Statistics, <http://statdb.mol.gov.tw/html/mon/i0120020620e.htm>
- Tsuda, Takayuki and Cornelius, Wayne A., 2004, Japan: Government Policy, Immigrant Reality, Eds. Cornelius, Wayne A. et al. *Controlling Immigration: A Global Perspective*, Stanford University Press
- World Bank, 2016, World Development Indicators, <http://data.worldbank.org/products/wdi>